

2023 年 11 月 22 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 光永 靖

### 文芸分会交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、文芸学部に関わる以下の事項について要求する。

#### 裁量労働制の適法な運用と業務削減

- (1) 貴法人が裁量労働制を導入して 2 年目になるが、いまだに適用要件を満たすための業務削減はほとんど進んでおらず、違法状態が続いている。引き続き業務削減に努めるとともに、組合員の希望により、入試出題業務の辞退、コマ数削減（代講非常勤講師の雇用、あるいは不開講）を認めよ。
- (2) 高校訪問、出張講義、教育実習訪問指導、学芸員実習挨拶、オープンキャンパス、近大フェア等の業務の停止、あるいは大幅削減を求める。仮に、これらを削減する見通しがなく、従来通り行うとすれば、どのように裁量労働制の適用要件を満たすつもりなのか説明せよ。
- (3) 研究以外の業務を引き受けることで研究時間の確保が難しくなる場合、業務を辞退する裁量を保障すること。

#### 教員増員

- (1) 文化・歴史学科の教員増員については評価する。本件について、本組合が果たした役割について貴法人、および学部長はどう認識しているのか、見解を示せ。
- (2) 日本文学専攻と英語英米文学専攻に講師以上の教員を 1 名増員し、舞台芸術専攻においては新規に助教あるいは技術監修技師を 1 名採用することを求める。
- (3) 英語英米文学専攻においては、それとは別に、Kelly 教授の後任採用を迅速に行い、来年度に間に合わないようであれば、他の専任教員の過重労働を防ぐため、非常勤講師の採用や業務軽減を措置せよ。
- (4) いずれの学科・専攻・部門においても、非常勤講師の雇用の必要性が生じた場合、現場の教員の意向を尊重し、確実に非常勤講師を雇用できるようにせよ。

#### 教育研究環境の整備

- (1) 舞台芸術専攻の実習室（発表会を行うための専用ホールと稽古場）を増・新設せよ。
- (2) 舞台芸術専攻教員の采配で使用できる予算の大幅増額。教室不足に関連し、学外で実習を行わざるを得ない状況も生じており、事務部長の理解を得てなんとか授業を回している状態が続いている。実習教室のレンタル料も含め、交通費・制作費等、教員権限で使える予算を大幅に増額すること。

### **委員会業務**

- (1) 各種委員会業務の軽減措置を求めていたが、まだ十分な成果が出ているとはいえない。本来、事務職員がすべき業務を教員に押しつけられていた面もあるので、この点を改善せよ。その際、事務職員の増員が必要という意見が学生センターから出たら、貴法人の責任において対処せよ。
- (2) 文芸学部ではいくつかの科目を外部講師に委託しているが、このようなやり方は文科省も違法と認めている。文芸学部では（おそらく他学部でも）、これを適法に見せかけるため、名義貸しによって教務委員が当該科目を担当していることにしているが、実際には専任教員が指導計画を立てず、成績評価もしていないので、偽装請負に当たる。つまり、貴法人は教務委員に違法行為の片棒を担がせているのである。直ちにこうした違法行為をやめるとともに、これまで教務委員を違法行為に加担させたことを謝罪せよ。

### **専攻内の混乱の收拾**

- (1) 2022年2月26日の分会交渉要求書（2022-009号）において、英語英米文学専攻内の混乱を收拾するよう求めたが、いまだに対応がない。加えて新たな問題も生じており、より深刻な状況となっている。専攻運営を正常化するためにも、直ちに対処せよ。
- (2) 2023年4月24日の団交要求書（2023-009号）において、日本文学専攻における不当労働行為への対処を要求したが、いまだに解決していないどころか、より混迷した状況となっている。直ちに事態を收拾させよ。

### **その他**

- (1) 2022年度に行われた教員業績評価において、文芸学部評価部会で本組合員に対し不正な評価がなされた。このことについては当該組合員が疑義申立をしているが、網学部長は2023年1月17日の文芸学部主任会議において、疑義申立のあったことを報告する際、「情報漏洩があった」「守秘義務違反である」等、非常に憤慨した様子で会議構成員に話した。しかし、疑義申立者が不正を知り得たのは、組合員に対する不正の通報であり、これを守秘義務違反と強い口調で非難することは、組合活動に対する不利益取扱いであり、不当労働行為に該当する。当時の主任会議構成員

に対する発言の撤回と、本組合に対する謝罪を求める。

以上